

船舶インシデント調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月23日 08時00分ごろ
発生場所	新潟県糸魚川市能生海水浴場北西方沖 能生港灯台から真方位278° 240m付近 （概位 北緯37° 06.5′ 東経137° 59.4′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年9月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.7m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北東流
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者及び知人1人が乗り、能生海水浴場北西方沖約200～300mにおいて、平成29年9月23日05時35分ごろ船外機を停止して流し釣りを始めた。</p> <p>操縦者は、北東に流されては南西に潮上りすることを繰り返し、08時00分ごろ潮上りをしようとして船外機のリコイルハンドルを引いて何回か船外機の始動を試みたが、船外機が回転してもすぐに止まり、始動することができなかつたので航行不能と判断し、118番通報した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇に11時10分ごろ操縦者及び知人が移乗して救助された後、同巡視艇によって糸魚川市能生港までえい航された。</p> <p>本船の船外機は、本インシデント後、機関修理業者によって開放点検され、点火プラグの電極部分に炭化物が付着した状態であることが判明した。</p> <p>船長は、本インシデント当時、燃料関係の異常で船外機が始動しないと思い、点火プラグの点検をしなかつた。</p> <p>本船は、本インシデント当時、点火プラグ交換用の部品及び工具が備えられていた。</p> <p>本船の船外機は、1.5kW未満（2馬力）の4サイクルのガソリン</p>

	<p>機関であった。</p> <p>本船は、ゴム製で、全長約2.7m、幅1.35mであり、3人乗りであった。</p> <p>本船は、釣り場までの航行時及び流し釣りでの潮上り時、特に急ぐ必要もないのでゆっくりと航走していた。</p> <p>操縦者は、船外機の故障時の対処方法を詳しく知らなかった。</p>
分析	<p>本船は、流し釣りをしながら漂泊中、点火プラグの電極部分に炭化物が付着していたことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船外機は、釣り場までの航行時及び流し釣りでの潮上り時に低速運転されていたことから、不完全燃焼を起こして点火プラグの電極部分に炭化物が付着していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、流し釣りをしながら漂泊中、点火プラグの電極部分に炭化物が付着していたため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機を使用する際は、低回転での連続使用を避けることが望ましい。 ・ 船外機を使用する際は、船外機の取扱説明書等で故障時の対処方法を熟知しておくこと。